

諮問日：平成28年3月14日（平成27年度（最情）諮問第29号）

答申日：平成28年6月28日（平成28年度（最情）答申第18号）

件名：事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書の国立公文書館への移管方法について、最高裁判所が国立公文書館との間で取り交わした文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「事件記録に該当しないものの、裁判に密接に関連する文書の国立公文書館への移管方法について、最高裁が国立公文書館との間で取り交わした文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年12月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

最高裁判所には、事件記録及び事件書類に該当しない裁判文書が存在するといえる。また、最高裁判所は、裁判文書及び司法行政文書の移管方法に関する三層構造の申合せを作成するに際し、内閣府及び国立公文書館との間において幾多の議論を積み重ねてきたことからすれば、国立公文書館との間で、当該文書の移管方法についても実務的な文書を取り交わしているといえる。よって、本件開示申出文書は存在するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

- 1 裁判所は、公文書等の管理に関する法律附則4条の規定による改正前の国立公文書館法15条1項の規定に基づき、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講じている。

裁判所は、上記措置として、内閣総理大臣に対して裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管しており、移管方法について国立公文書館との間で取り交わした文書は存在しない。

- 2 したがって、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないから、原判断は相当である。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年4月25日 審議
- ⑤ 同年6月22日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書の国立公文書館への移管方法について、最高裁判所が国立公文書館との間で取り交わした文書をいうものである。最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないと説明しているから、その存否について検討する。

- 2 公文書等の管理に関する法律14条1項は、行政機関を除く国の機関は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文

書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする旨を、同条2項は、内閣総理大臣は、歴史公文書等について、当該国の機関との合意により、その移管を受けることができる旨を、同条4項は、内閣総理大臣は、同条2項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする旨を、それぞれ規定している。最高裁判所は、同条にいう「国の機関」に該当すると解されるから、その保有する歴史公文書等の保存のために必要な措置の協議の相手方及び歴史公文書等の移管先は内閣総理大臣であり、内閣総理大臣において、移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管することとされていることが明らかである。このことは、公文書等の管理に関する法律附則4条による改正前の国立公文書館法15条においても同様である。

以上のとおり、最高裁判所が保有する歴史公文書等の移管方法については、法令上、内閣総理大臣との間で協議することになっていて、国立公文書館との間では協議することになっていないのであるから、上記移管方法について最高裁判所が国立公文書館との間で交わした文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的であると認められる。

したがって、本件開示申出文書は存在しないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人